

議案第20号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務  
について、個人番号の利用範囲を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例  
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部13の項及び別表第2区長の部13の款中「就園奨励費補助金」  
を「預かり保育料補助金、副食費補助金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。